

豊前中津藩における町人生活の一考察

— 享保年間の変遷を中心として — (二)

橋本操六

五 庶民の生活

前号(一)では、政治、経済、社会の推移変動をみて來た。即ち町制、錢、米相場、人口規模等がそれである。こゝでは、(一)で述べた諸条件の中での庶民生活が、如何に影響され、どのようにそれに對処して來たかについてみて行きたい。

(一) 大工等職人と日用取

享保二年六月の条によると、大工の日用はいか程であつたかがわかる。即ち

指上申一札之事

一上々大工一日銀壹匁御扶持方米貳升

一平上大工一日銀九分御扶持方米右同断

一中上大工一日銀八分御扶持方米右同断

一中大工 一日銀七分御扶持方米右同断

一中下大工一日銀六分御扶持方米右同断

一下大工 一日銀五分御扶持方米右同断

一 下ミ大工一日銀四分御扶持方米右同断

右者先御代マヽ御作料並御扶持方共ニ取來申メ外処紛無御座リ、為其証文如斯ニ御座リ、為後日仍如件、
右御案文口ニ町頭領大工一日ニ銀壹匁三分御扶持方米右同断

享保貳年西六月

御破損
御奉行所様

米町町頭領
姫路町頭領与加

兵衛判

茂七郎左衛門判

姫路町年寄孫太兵衛門判

同善左衛門判

である。大工は上ミ、平上、中上、中、中下、下、下ミの七階級に區別され、一日の収入は上ミで銀壹匁を筆頭として各級壹匁の差をもつてゐる。一方御扶持方米式升は各級同様支給される。

一方頭領大工は銀壹匁三分と扶持米式升が一日の収入である。

これら大工の収入は、小笠原藩時代のものであつて奥平氏入部に際して証文として指上げたものである。

次に木挽についてみると、その階級は、上ミ、平上、中の三階級をもつて示されており、収入は上ミ一日銀壹匁、御扶持方米式升、平上銀九分、中銀八分と夫ミ扶持米式升を支給される。これも大工の場合と同様享保二年西六月のもので、宛書は御破損御奉所、差出は京町木挽八右衛門、桜町同権兵衛、京町年寄平五郎、同伊右衛門、同半七、桜町年寄安兵衛、同伝左衛門、同塙右衛門と八名連署になつてゐる。

鍛冶屋の場合は、上ミ一日銀壹匁扶持方米式升、左官は一日銀七分、扶持方米式升、上ミ表具師一日銀壹匁、扶持方米式升
桶屋の場合は、上ミ銀壹匁、中上銀八分、中銀七分と各ミ扶持方米式升を支給されている。

同年月日の新博多町内出小屋日用頭甚兵衛と同町年寄三名計四名連署による一札によると、

指上申一札之事

一平日用一日銀武匁

一普請日用一日銀武匁三分

一壁繕くど塗日用一日銀武匁五分

一細工日用一日銀武匁八分

とある。これは即ち

右者先御代より御定之通取來り申外処紛無御座外、為其証文如斯御座外、為後日仍如件、

によつても分るよう先代小笠原時代よりの各日用銀である。

享保三年七月二日の条に

覚

一並日用壹人 一壁塗日用壹人

一「日壹匁八ト」他所行一日三匁

一他所行日用壹人一同平日用壹人

一「日六匁」一日五匁五ト

右之通り元々役衆方へ日用頭甚兵衛より申出で、町人日用雇外ニも為ニ成可申外間、しらせノため書付けて御使佐藤八左衛門様被仰付け、此旨町々町年寄へ申渡け、

とある。これと享保二年西六月のものと比較してみると、平日用一日銀武匁が、壹匁八トと二分さがつており、壁塗日用の場合は、武匁五分が三匁と五分の変動をみせていて、これは、米相場が六月晦日には下直になつてることからもその変動の原因を知る。

同三年七月四日の条に

前廉式又三卜取

一地普請日用一日壹人二付

同平日用一日壘人三付

三
立
月
日
記

同三爻五卜取

同左官用

同六爻五卜取

一駕籠日用也

是八陽國捨里之外泊掛二參卯一田壺人之賈銀同六収

同六爻取平人足

古同新
平人足

一御飛脚雇切々賃銀其外不依何、日用前廉御定之御書付ニテ割引ニ奉頼け、

右之通被取上可被下叶、以上、

戊辰四月

庚七月四日

ある。これによつてみると、以前式々三ト取の地普請日用取は二トさがつており、式々取の平日用は二ト、三々三ト取の左

日用は三ト、六枚五ト取の駕籠日用やつこ上日用は五ト、六枚取の平入足は三、二三しご二列一くし（一）。

戊七月八日の条によると

日用印三之卷

前廉式匱取

一銀毫忽八十

同式卷二下

同三爻壘

一
同
三
勺

同四奴

大貞御名代駕籠者

河内屋甚兵衛

同式^五ト 但し御神事之節、平日之駕籠ハ式^七ト前廉ハ三^二

同^五付 同式^三ト

同^四付 同四^五ト

同^四付 同^三付六^ト

同^四付 同^三付七^ト

同^三付 同^三付七^ト

同^三付 同式^七ト

右之外不依何日用ニ壹割下り御座^レ、以上、

戌七月八日

河内や 兵 衛 判

とあるように、如何なる日用も前廉の壹割さがつた価になつてゐる。これも米相場の変動からもその原因が知れよう。
享保三年九月五日の条に

覚

前壹^付八^ト取

一銀^付七^ト

同式^付壹^ト取

同^二付取 同式^付五^ト

同式^付五^ト

地平日用壹人分

同駕籠日用脇指日用

同細工日用

但し町方ニ而ハ普請日用

同左官日用

右御城内ニ壹里^内御定之通壹割下り、尤隣国へ参^レ日用之儀ハ飯代高直ニ付前同前ニ被仰付可被下^レ、以上、

成八月廿九日

川内や 兵 衛

甚

とある。これによると、城内より壹里以内は壹割下りとなつてゐるが、隣国に行く場合は「飯代高直ニ付」と以前同様にと願

い出でる。これによつて七月四日の条にある駕籠日用やつこ六匁と平人足の五匁五トあるのもうなづけるのである。この「飯代高直」については、米価は下がつてることからうなづけないし、錢遣いからも知るを得ない。

十二月十三日の条によると、

前壹匁七ト
一銀式匁

同式匁

前同式匁三ト
一銀式匁八ト

前式匁七ト
一銀式匁八ト

同式匁六ト
一同式匁八ト

同式匁七ト
一同式匁八ト

同式匁六ト
一同式匁八ト

同式匁五ト
一同式匁八ト

同式匁七ト
一同式匁八ト

右之通被仰上可被下け、此外之日用賃銀ハ壹人前二付三ト增ニ奉願けり、以上、

河内や
甚

兵
衛
判

町年寄
惣
左
衛
門
殿

戌十二月十三日

と、三トの増加を願い出でる。後書によると、

右之目録出小屋甚兵衛方右此度日用賃銀改メ書出し亀や惣左衛門殿右則目録請取申けり、此段御月番山本佐右衛門様江申上け

処ニ、則同十八日ニ願之通ニ亀や惣左衛門殿方へ被仰付ケニ付、此段此方へ申来ケ間申渡シケ、
とある。三ト増加の願いは十八日にななえられている。これは、新銀出現による変動の影響であることは、錢遣いの変動より
分るところである。同十九日の条によると、

一明日カ諸職人作料之儀、出小屋みなニ町方ニ而も遣し可申由、被仰付ケ、此段町ミニ申渡シケ、
とある。これによつて職人の作料は、出小屋の場合と町方の場合とでは異つていたことが判明する。これにより出小屋といふ
のは特殊な立場即ち本町より分離した一単位団体としての職人中心の出小屋として存在していたことが分るであろう。日用を
大別すると、定御用と日払の二つになる。まず定御用とは如何なるものであろうか。享保四年二月廿五日の条によると
定御用と申日用ハ昼夜御中間格ニ而相勤申事ニケ、半年程御雇……

とあり、日払日用は

日払日用ハ御用次第ニ被仰付ケ筈ニケ、

とある。これは奉行より町年寄に申渡されたものであるが、一方日用頭甚兵衛の申出によると
定日用之儀五七日之儀ケテ、昼夜老人前御定之通四匁つゝ二ヶ月三ヶ月長き儀ニて昼夜老人前三匁五ト宛、但し旅ヘ参ケハ
、其時道ノ遠近にて御極可申上ケ、右三匁五トと申候ハ、中津ニ而御遣ひ被成ケ日用にてケ旨申出ケ、……廿六日佐右
衛門様被仰ケハ、日用賃銀之儀、昨日申出ケ通相心得ケ、御中間並ニ老人半之御扶持米被下、其上ニ而賃銀何程にてケ哉と
大方ハ御中間並ニ扶持米ハ出可申ケ……

とある。これにより定日用の性格が判明する。廿六日の条によると

覚

一銀三匁三ト
但し老人半扶持被下ケハ、老人引賃銀貳匁、貳匁三ト
昼夜日用老人前

右之御扶持米並賃銀之儀、壹ヶ月算用二被遊可被下候、……賃銀月算用三不被遊外而ハ御談合仕かたく外、
右之日用五里以上五十里迄被遣外節八、御扶持之外一日壹人ニ付賃銀六匁一ト被下外、

先大駄如此ニ御座リ、併場所ニより其節御極可申上外、

と、定日用の賃銀、扶持米や遠出の場合の割増等が明確に記されている。

同年六月五日の条によると

三

前式取
一銀式取三卜

同式奴三下

同式
卷三

同四
同二
夕

同四史三下

同式九卜

同三爻八卦

同上

同四爻八卜

同五爻一
三爻一
二爻一
初爻一

同上

一
躉國御飛脚

一月間得利勝口月之值人銀目之付三害止火二被仰付可被下火

右之通被仰上可被下也

亥六月五日

とある。これと前述した享保三年七月八日、同年九月五日、同年十二月十三日の各条のそれぞれの内容と比べてみると、日用賃銀の大額な増額を認め得る。

これらの増額は米相場、錢相場の変動から推察して肯定されるであろう。

ではこれら庶民はどの程度の生活をしていたかを米相場、錢相場からみると、まず享保二年六月の大工をみると、享保元年八月の相場百廿目から推定して米一升は壹匁二トとなる。とすると銀壹匁は米にして一升たらずにしか当らない。

頭領大工が、一日銀一匁三ト米二升が支給され、米に換算すると約三升となる。今米一升百十五円として三升で三百四十五円となる。享保二年における大工の頭領の収入は三百五十円前後となり、今の普通の大工一日約千円の収入よりはるかに安い。

頭領ですらこれ位の収入であるから、他の大工の生活はおして知るべしというところであろう。職人は宵越しの金を持たないのを自慢しているが、これら実例からみると、そのような金は持ち得ないのが現実であつたといえよう。

木挽の場合、上々木挽は一日銀壹匁と米二升、鋸治屋は一日銀壹匁と米二升、左官は銀七分と米二升、上々表具師一日銀一匁と米二升、上々桶屋銀一匁と米二升である。

これら諸人は一日大体三百円前後の収入であつたとみてもよからう。

日用についてみると、平日用銀二匁、普請日用銀二匁三分、壁縫くど塗日用二匁五分、細工日用一匁八分とあり、受けとる現金は、諸職人の場合より多いが、米は支給されない。米を支給されない場合は、米相場が変動すると打げきを受ける場合が多々あると考えられ、職人の方が生活条件は安定しているといえよう。

享保三年七月二日にある日用賃は、並日用壹匁八ト、壁塗日用三匁、他所行日用六匁、他所行並日用五匁五トなつてゐる。他所行日用は宿泊料を含めての収給額であることは勿論であろう。

前述した日用賃よりさがつてゐるのは、米相場がさがつたことによるもので、内容的にはあまり変化はなかつたとみてもよ

かろう。以上の変動をみると、米相場を中心とした変動であることは当然考えられるために、庶民の生活が豊かになるということは考えられず、生活内容はいつでも大した変化はなかつたとみてもよからう。

つぎに、これら職人についてみると、大工はじめ桶屋を除く職人は一括して職人と呼ばれている。享保二年七月九日の条に一職人商人桶屋之義、御奉行所様御通り之時ハ、心を付慮外仕間敷様ニ可申付事、御旅人衆御同前候事とある。この順は士農工商の工、商と順に記してあり、その下に桶屋が記されている。

これは、階層を示すものであろうか。若し階層を示すものとすれば、支給される俸給は安いはずであるが、何ら他の職人と異なることはない。とすれば階層を示すものではないのではなかろうか。

桶屋は何らかの意味において他の職人と異つた性格を持つものであろう。例えば、中津の特産品が味噌、醤油、漬物等のように桶、樽を必要とするようなもので、これによつて藩自体がうるおうような事実があつたのではなかろうか。後考にまちたい。

⇒ 刀の砥屋、鞘師

次に刀の研、さやの塗りについてみると、享保三年七月二日の条に

磨屋作料之覚

一貳拾目 刀砥上ヶ代

一拾五匁 脇指砥上ヶ代

右ハ申ノ年右只今迄取来申け、

塗師屋作料之覚

一拾八匁 刀白鞘塗上共ニ

一拾六匁 脇指右同断

右ハ申ノ年迄只今迄取來り申け、
とある。これらの作料は、享保元年申ノ年より変化なくすごして來たものであるが、七月七日の覚によると、鞘の塗作料について

一廿五匁 刀白鞘共ニ但しろふ色

一廿三匁 脇指右同断

一十八匁 刀白鞘塗共ニ但花ぬりたゝき

一十六匁 脇さし右同断

一十四匁 刀さやぬり直し但ろふ色

一十三夜 脇さし右同断

一七匁 刀さやぬり直し但花塗たゝき

一六匁五ト 脇さしほうさや

一七匁 刀ほうさや

一六匁五ト 脇さしほうさや

これらは、鞘ぬり代について、七月二日の条より更に明確に記したものである。

これは砥屋、塗屋が希望した直段であろうと思われる。というのは同年七月廿三日の、奉行山本佐右衛門より出された書付写しによると、それら手間代を極めてある。それによると、「刀白鞘塗共ニ但しろふ色」は拾八匁、「脇指右同断」は拾六匁と七匁下げ、花ぬりたゝきの場合、刀は拾四匁、脇指は拾貳匁と四匁下げ、塗り直しろう色の場合は、刀八匁脇指七匁と六匁下げ、塗り直し花ぬりたゝきでは、刀五匁、脇指四匁と二匁、二匁五ト下げ、又刀ほうさやは一匁、脇指ほうさやは一匁五トとそれべく塗師より書出された直段を下まわつて奉行より直段を決定されている。又同様に刀砥上ヶ代は拾七匁、脇指砥上ヶ

代は拾貳匁と決められ、これは享保三年七月二日の条にある享保元年より今日まで手間料としてとつていて二十匁、十五匁のそれよりそれ／＼三匁下落している。このような手間賃下落に対し、享保三年九月五日の条に

一砥屋さや師手間代之儀、此比被仰付け直段にてハ手間ニあひ不申け、尤米ハ下直被成けへ共、上方より買下ニ申け砥石さや木たびかわうるし等高直ニ御座けへハ殊之外難儀仕け間、此比此方名書上ヶ申け直段ノ通ニ被仰付被下け様ニ御願申上

け、然共諸方御聞合ノ上ニて七月ニ被仰付け、其通りて細工可仕旨被仰付け、

と、あるによつてみれば、砥屋、塗屋等が書出した七月七日の条は奉行所で決定した七月廿三日の条に比してすこし高直であることがうなづけるわけである。しかしこの願い出た直段は、米の相場に比してやや高直になつてゐるようと思われる。これは彼ら砥屋、塗師仲間が政策的に行つた行動であつたのではなかろうか。

十一月十五日の条によると、

一今迄御極之直段之品ニ町年寄相談之上相究可申由被仰付けニ付、則打寄相談之上ニ而相究け、品ニ、
とある。これは前述した新銀吹替の影響によるもので、その中に

一日用賃刀脇指砥賃

刀脇指さや手間代

仕立物代ハ八割増

とある。これによると、新銀吹替によつて、八割増を町年寄が極めたものであるが、翌十六日の条によると

一日用賃さや手間代

砥賃 仕立物代

昨日ハ御極ニ八割増と申上け得共
今日もハ御極ニ六割増

と、八割増より六割増に下り、翌十七日の条には「御極之四割増」とさらに下り、廿一日の条によると「御極ニ三割増」と下

つてゐる。

これらの変化の理由は新銀吹替による経済の不安定によるものであることは、米相場、錢相場の例からもうなづけよう。

同年十二月廿二日の条によると、諸事御極の直段付相改書出すよう年寄は奉行より申付られている。その内、刀脇指研賃さやぬりちん仕立物代、その外鯨あぶら等の値段が高いので、年寄六人か吟味し一般価格につり合う値まで下げて提出するように仰付られている。

この申付によつて改正された直段は

一拾九匁八ト刀白鞘	一拾五匁四ト刀白鞘塗共ニ 但花ぬりたゝき
一拾七匁六ト脇指右同断	一拾三匁武ト脇指右同断
一八匁八ト刀さやぬり直し	一五匁五ト刀さやぬり直し
一七匁七ト脇指右同断	一四匁四ト脇指右同断
一六匁六ト刀ぼうさや	一五匁五ト脇指ぼうさや

右之通書上申付

研師手間代

一拾八匁七ト刀研上代 一拾三匁武ト脇指研上代

右之通ニ三通り共ニ今日迄手間代取申付様ニ申渡付、以上、

戌十二月

とある。これは享保三年七月廿三日の条にある直段の壹割増になつてゐる。新銀通用の風説が出ていた当時の十一月十五日の八割増、十六日六割増、十七日四割増廿一日の三割増よりはるかに下廻る壹割増を認められた直段になつてゐる。これは新銀通用の風説による不安期から安定期に入つたとみてもよかろう。

この十二月に出された改正は享保四年二月十二日の条により決定を認められている。しかし四年七月朔日の条によると、研屋、鞘師が手間代の儀についての抵抗が見える。即ち

一毎度ときや、さや師右申出有之手間代之儀、上方右下りけ物も高直ニ而何分ニもあひ不申ケて、委細書付ニ而可申出候、只今ハ手間ニあひ不申とて細工不仕由御聞及被成ケ、弥あひ不申ケ儀ニ外て、御愈儀之上御上ヶ可被遣旨十郎左衛門様右被仰出外、

とある。これは先述した享保三年九月五日の条の場合と同様なもので、研石、鞘木等上方より仕入れる品々が高値であるゆえんであるう。事実手間にあわねば調査の上価格を上げてもよいと奉行よりの達しが出ている。同廿五日の条に、鞘師、研屋より願書が出されている。それによると

一鞘木 代武匁只今仕外、

一さひ皮 代武匁只今仕外
但五六年以来去年迄ハ九分仕外

一つの代貳匁五ト程只今仕外
但五年以来去年迄ハ壹匁程仕外

一漆 代四匁程只今遣申外
但五六年以来去年迄ハ武匁程遣申外

右御鞘壹腰之元手如斯御座外、

一廿九匁 御刀柄鞘かさ入ぬり上共ニ

一廿七匁 御脇差右同断

右之通御願被仰上可被下外

亥七月

町年寄 半 与右衛門殿

とあり、又一方研屋の願書は

一なく砥（タケ）但五ヶ年以前迄ハ壹匁三付八拾目替程仕外
今分ハ三十日かへ仕候

一内疊砥（タケ）但五ヶ年以前迄ハ壹匁三付廿五匁替程仕外
但五ヶ年以前迄ハ三拾日程仕外、今分八十日仕外

式十掛

一上引砥（タケ）但五ヶ年以前迄ハ壹匁三付八拾目替程仕外
今分ハ三十日かへ仕候

一上式十砥（タケ）但五ヶ年以前迄ハ壹匁三付八十日かへ程仕外
今分ハ三拾日かへ仕外

右ハ御刀壹腰三付

日數九日程掛り申外

御脇指壹腰三付

亥 日數七日程掛り申外、以上

七月十二日

と、町年寄に宛差出している。

また「砥の入用之儀ハ大工などの諸道具買求め外、同前二付、工数一日三匁宛ニ当たりト様ニ願出外」：と口上で申上げているが、七月廿七日の条に「：さや師研屋君昨日願出外書付にても其分不分明之間、何程宛之望ニト哉、委細書付可差出外」：と、奉行所より明確な希望を望まれている。これに対し七月廿九日の条に明細を記した願書がある。即ち

一御刀研上ヶ 廿七匁

一御脇指研上ヶ 廿七匁

右之直段ニ被仰付被下置外ハ、難有可奉存外、以上

とある。一方鞘師の場合は、

研屋中

一廿九匁 御刀白鞘かき入ぬりろふ色

一廿七匁 御脇指右同断

一廿五匁 御刀さやかき入ぬり花ぬりたゝき
白

一廿目 御脇指右同断

一拾四匁ト 御刀さやぬり直しろう色

一拾三匁五ト御脇指右同断

一八匁 御刀さやぬり直し花ぬりたゝき

一七匁五ト 御脇指右同断

一八匁五ト 御刀棟さや

一七匁五ト 御脇指右同断

右之通被仰上可被下付、以上

とある。この直段は享保四年二月十二日の条にみえた直段より大幅に上まわるものである。即ち、刀砥上代は八匁三ト、脇指上代は七匁八ト、鞘塗かき入ろう色は九匁二ト、脇指（右同断）九匁四ト、かき入花ぬりたゝきは六匁六ト、脇指（右同断）六匁八ト、塗り直しろう色は五匁七ト、脇指（右同断）は五匁八ト、ぬり直し花色たゝきは二匁五ト、脇指（右同断）三匁壱ト、刀ほうさやは壹匁九ト、脇指ほうさやは二匁と各々増加を願い出ている。

一方奉行所としては、八月廿日の条によると、大阪に直段を問合せている。即ち

一鞘師研や仕立物や手間代之儀、此度大坂へ右之品ニ御聞合被仰遣直段付下り付三付大坂直段之通ニ被仰付付、此通ニ賃銀受取申様ニ可申付由、被仰付付、

と、大阪表の直段と同一にするよう通達してやる。即ち

大坂直段
新銀五匁五ト

一廿五匁
廿武匁

一廿四匁
四匁五ト

一廿三匁
三匁五ト

一廿二匁
二匁五ト

一廿一匁
一匁五ト

一廿武匁
武匁八匁

一廿武匁
武匁五ト

一廿武匁
武匁八匁

一廿武匁
武匁八匁

一廿武匁
武匁七ト五りん

一廿七匁
七匁五りん

一廿七匁
三匁

已上

刀白鞘かき入但ろう色

脇指右同断

刀さやかき入但花ぬり小たゞき

脇指右同断

刀さやぬり直し花ぬりたゞき

脇指右同断

刀さやぬり直し花ぬりたゞき

脇指右同断

刀ほうさや

脇指ほうさや

刀柄斗かき入 角付させ代共

脇指右同断

刀研上ケ
但ひかぎはも右之直段きり物有之ハ格別

一廿一匁
但ひかぎはも右之直段きり物有之ハ格別

一廿六匁
脇指研上ケ

已上

と、通達されている。業者が希望した価格と、大阪表との差は、刀砥上代六匁、脇指砥上代五匁、鞘塗かき入ろう色七匁、同

脇指七匁、花ぬりたゝき四匁、同脇指六匁、塗直しろう色四匁五ト、同脇指五匁五ト、塗直し花ぬりたゝきは同じ、同脇指壳
匁五ト、刀ほうさや五ト、同脇指五トと大小様々の差がみられる。差の小さい場合は、業者の良心的態度を認めうるが、差の
大きい場合は、地方の特殊技術者のもつ特有な非良心的な態度を認めざるを得ないだろう。又同日の条によると、

一鞘師之儀、此元ハぬり下地ぬり共三毫人ニ而拵カ付、下地右ぬり迄之極有之カ、白鞘右さび皮かき入ぬり下地迄數度申
ニカ而ハ受合不申カ而御不届被思召カ間、白さやぬり下地迄直段何程、ぬり代何程と此度之直段ヲ分二通りニ書付差上可

申旨被仰付カ

と、白鞘よりでき上りまでの過程を明確にするよう申し付けられている。

これに対し八月廿九日の条によると、

一先比被仰付カさや師新規さや手間代ヲぬり下地迄と又ぬり代ヲ二つニ分直段書上可申由被仰付カ得共、惣而さや代下直ニ
御座カ間、分申がたくカ、ほうさや代、さやの上ぬり代と同前ニ參ニ付、分申儀難成御座カ由申上カ処ニ、御僉儀被成、

追而可被仰付由カ

と、分けにくいことを理由づけている。これ以後享保九年までの間の資料をみると得ないが享保九年三月十四日の条によると

鞘師手間代

只今迄七匁七ト五厘

一刀白鞘かき入但ろふいカ 七匁四ト

七匁式ト
一脇指右同断

六匁八ト五厘

六匁四ト五厘

但花ぬりたゝき
一脇指右同断
五匁七ト

一刀鞘ろふいカ 九ト
ぬり直し
式匁九ト

六匁五厘

武
一脇指右同断
式
一刃鞘花ぬり

式
一刃鞘花ぬり直し
武
一刃鞘花ぬり直し

式
一脇指右同断
武
一刃鞘花ぬり

式
一脇指右同断
武
一刃鞘花ぬり

式
一脇指右同断
武
一刃鞘花ぬり

式
一刃鞘花ぬり
武
一刃鞘花ぬり

とある。この直段は勿論新銀によるものであるが、享保四年八月廿日の条に出てきた大阪新銀の相場と比較してみると、研の場合は、壱匁四ト、脇指は壱匁七とそれぞれ上昇している。さや手間代をみると、かき入ろう色の刀は式匁式ト五厘、脇指は式匁式ト、花ぬりたゝきの刀は壱匁九ト五厘、脇指は式匁五ト、ぬり直しろう色の刀は四ト五厘、脇指は八ト五厘、ぬり直し花ぬりたゝきの刀は壱ト、脇指は三ト、刀ほうさや二ト五厘、脇指は二ト五厘とそれぞれ直段が高くなっている。

この直段が、享保九年三月にやゝ下まわった直段になつてゐるが、四年八月の大坂相場よりかなり上まわつてゐる。この只今迄どある直段は享保八年七月廿四に極められたもので、享保九年のそれは、仕立屋、糀屋と共に五歩下げられたものである直

段である。

即ち「右之直段付、卯七月廿四日御極直段ニ仕立や、さや師、ときや、粧やハ五歩下ケニ候、」とあることから、三月十四日の直段のよつて出た理由が判る。

では彼等の生活についてみると、享保四年七月の条によると、刀一腰の砥上げに用する日数は九日とされ、脇指の場合は七日ぐらいづつかゝるとあり、平均一日三匁の収入になるよう願い出ている。これからみても、彼等の生活も大体前述した職人の場合と大差はないようである。

三 仕 立 屋

仕立物手間代についてみると、まず享保三年六月廿四日の申、酉戌年之相場書之扣によると、

一仕立物手間代

咲上下 三匁五ト

同はかま 武匁三ト

高宮嶋 三匁五ト

もしかた衣壹匁五ト

絹ノ衿羽織 六匁

木綿裏付上下七匁五ト

但絹うらニて
同はかま 四匁五ト

絹ノ単羽織 四匁五ト

絹綿入はおり七匁五ト

右ハ申ノ十月

一仕立物手間代

麻上下 三匁

同はかま 弐匁

高宮嶋はかま 三匁

もしかた衣 壱匁弐ト

絹ノ裕はおり五匁五ト

同綿入羽織 七匁

同單羽織 三匁八ト

木綿裏付上下 七匁五ト

但絹うら 同裏付はかま 四匁

右ハ酉ノ年、戌ノ年同前

これによると、酉、戌年の仕立物手間代は、申年のそれと比べて、大幅に賃下げされている。享保三年六月晦日の条によると

戌ノ年仕立物手間代

二下 弐匁八ト 腰板代共ニ

一同はかま 壱匁八ト

一一重袴 弐匁八ト

一もしかた衣壹匁

一衿羽織 四匁五ト

一綿入羽織 六匁

一 単羽織 三匁三ト

一 裹付上下 六匁五ト

一 同袴 四匁

戌六月晦日

右之手間代此間申酉戌之年^(カ)仍來外通を書上ケ外所ニ、當時ハ米等も下直ニ外間、手間代をも糸直段准し相談之上引下ケ可申旨被仰付外ニ付、仕立やと對談之上右之手間代ニ直し書出し外故其通ニ書上申ケ。

とある。六月廿四日の相場扣と比較してみると、晦日の扣の場合もかなり質下げされている。これは「米等も下直ニ外間」と

米相場の変動によるものである。

次に七月の条によると、

一 麻上下武匁五ト 一 麻袴 壱匁七ト

但腰板代共ニ 腰板代共ニ

一 单袴 武匁三分 一もしかた衣八分

一 補羽織四匁五ト 一綿入羽織 六匁

一 单羽織三匁 六匁

一 裹付袴三匁五分

右直段之通、為仕立可申取之ハ、

七月

右仕立物手間代たうふこんにやく直段先月書付差上ケ外儀、思召ニ不相叶外ニ付御^(マ)議儀之直段引下ケ被仰付外、……此外諸色直段高直成物ハ論儀之上引下ケ可申旨被仰付外、酒直段之儀近国を聞合当地計高直ニ壳不申様ニ可仕事、

とある。これと六月晦日の手間代と比較するに、更に下げられている。これは奉行所より申付られたゆえんであるが、仕立物

手間代は勿論「諸色直段高直成物」は僉議の上引下げるべく仰付られてゐる。又近国とのバランスがこわれないよう指示されている。新銀の出現による物価騰貴は前述したとおりであり、仕立物代も、同様であつた。戌十一月十五日の八割増、同十六日の六割増、十七日の四割増、廿一日の三割増と、物価も段々安定して來ており、そこでそれらの直段は改められて来る。即ち享保三年十二月の条に

一先日被仰付け仕立物手間代之儀相改書上付写し

仕立物手間代之覚

一麻上下式々七ト五
りん

一麻袴壹々八ト七
りん

一单はかま式々五ト三
りん

一もしかたきぬ八ト八
りん

一拾羽織四々九ト五
りん

一綿入はおり 六々六
ト

一单はおり三々三ト

一裏代上下 六々六
ト

一裏付はかま三々八ト五
りん

……今日右手間代取申け様ニ申渡り、以上、

成十二月

とあるように、七月より壹割増になつてゐる。享保四年正月廿三日の条に、成十二月に定められた仕立物代銀について、

一裕羽織 (両面)
一絹の類四々五ト

一木綿 (おもて)
一木綿絹裏付四々五ト

一絹の類五々五
ト

一綿入羽織 (木綿に絹裏付四々五ト)

一絹の類单羽織式匁五ト

一布類 单羽織式匁

一絹の類裏付上下六匁四ト

一同 はかま四匁式ト

一木綿絹の裏付上下五匁五ト

一同 椅 三匁五ト

亥正月廿三日

此通玉や与右右衛門播磨や半七ニ申渡け、

右錢分は重而申渡け、

とある。これによると、使用される布によつて仕立代を区別することを堅く申渡されてゐるし、十二月定められた代銀よりかなりの変化を見逃し得ない。

享保四年八月廿五日の条に、

一鞘師研や仕立物や手間代之儀、此度大坂へ右之品ニ御聞合被仰遣直段付下りけニ付、大坂直段之通ニ被仰付け、此通ニ質銀受取申様可申付由被仰付け、

とあり、覚の項に

仕立物当春究御内

一三匁 麻上下

一壹匁 戌子片衣

一武匁 同うら付

已上

仕立物当春御究被成レ直段今度大坂直段三少も相違無之、三色斗違ひ有之レニ付大坂直段ニ御直し被仰付レ
付レ通貢銀取可申旨被仰付レ
とある。麻上下、戻子片衣を戊七月のそれと比べてみると、麻上下の場合は二ト五りん、戻子片衣は一ト二りんの増額になつ
ている。これが大坂での相場である。

亥の九月廿八日の覺の条によると、

一 裕羽織 (絹の類四匁九ト
裏付木綿類三匁六ト)

一 締入羽織 (絹類六匁
木綿類三匁八ト
表木綿裏絹四匁四ト)

一 緒入羽織 (木綿類三匁八ト
表木綿裏四匁七ト)

一 布類单羽織 式匁式ト

一 絹類裏付上下 七匁

一同袴 四匁六ト

一 表木綿類裏絹上下六匁壹ト

一同袴 三匁九ト

一 麻上下 三匁三ト

一 もしかたきぬ壹匁壹ト

一同裏付式匁壹ト

一 単袴 式匁五ト

右之通仕立代可申付け、

とある。これと亥正月廿三日のものと比較してみるとかなり大幅な増額を認めうるし、八月の大阪相場と同じにした麻上下、戻子片衣、同うら付は、それぞれさらに壹割の増額を認めうる。

享保九年三月十四日の条に、

一当九日会所ニおいて相談仕け御究直段之もの書付十二日書付半右衛門様へ差上け控、横帳二、

一拾羽織
只今迄壹イチ付四ト五厘

絹の類 壱イチ付四ト

壹イチ付三ト
表木綿

壹イチ付三ト
裏絹

壹イチ付五りん
木綿類

一綿入羽織
壹イチ付八ト

絹の類 壱イチ付七ト武厘

壹イチ付三ト
表木綿

壹イチ付三ト
裏絹

壹イチ付五厘
木綿類

壹イチ付七ト
六ト五厘

一綿類單羽織
壹イチ付六ト

一布類單羽織
壹イチ付六ト

一綿類裏付上下武ムシロ
壹イチ付三ト五厘

一同袴
壹イチ付八ト

一表木綿
上下
壹イチ付七ト武厘

一表木綿

壹匁又壹ト五厘

三ト

一戻子、かたきぬ武ト八厘
六ト五厘

一ト同裏付 六ト武厘

七ト
一単はかま 六ト七厘

とある。享保五年六月より享保八年十二月までの資料が欠けているため、この間の変遷を見るを得ない。この間の変遷は九年三月の条によつてみると、大きな変化があつたことを推定しうる。

この直段は「右之直段付卯七月廿四日御極直段ニ仕立や、さや師、ときや、糰やハ五歩下ケニキ、味噌、しやうゆハ当分売外直段毛割下ヶ、酒直段ハ当分売外直段ニ五歩下ヶ、当御藏米相場三拾七匁又くらいうどん粉ハ当分売候直段ニ」とあることによつても判明するよう、享保八年七月廿四日の直段より五歩さげたものである。

仕立屋の生活は他の職人よりやゝ不安定なものであつたであろうことは、現在からみても想像にかたくないところであろう以上、職人等をはじめ、その直段の変遷をみて來たが、経済の中心は大阪であり、常にそれに影響され、また問合せなど殆ど大阪中心になつてゐる。

これらの変遷は、経済の基盤である米価の変動によつて左右されることは勿論であり、同時に貨幣価値の変動によつても大いに左右され、庶民の経済生活は實に不安定なものであつたといえよう。

六 享保三年の大火灾と消防政策

戊十一月十一日暁方七ツ時分に出火し、昼九ツ時に鎮火した大火が起つてゐる。

火元は奥平武兵衛長屋であり、焼失したのは、中ノ町過半、新魚町西の端、諸町西の半分、新博多町全部、古博多町上の丁

半分、古魚町全部、江戸川全部、普門院厨座敷、但し本堂拝所は残り、宝蓮坊本堂厨寺中全部、但し太子堂鐘樓門は残る。また嶋田村過半に及んでいる。

同日九ツ時分に奉行十郎左衛門に差出した焼亡書上によると、

一京町上ノ丁片がわ
一諸町東ノ端

一新魚町東ノ端
一新博多町不残

一宝蓮坊

とあるが、前述の内容とやゝ異なるが、後者の方が信頼できるのはなかろうか。

この火事に際し、古博多町の関や半六方の壁が落ち一人即死、一人半死半生の事故が起つてゐる。

同日奉行より町屋の焼失した軒数、壠付、潰れた家、怪我人、怪我牛馬など吟味の上書出ように命ぜられている。この命令を出している奉行十郎左衛門宅も類焼に逢つており、十一日よりは佐右衛門が奉行を勤めるようになつてゐる。

両奉行が命じているのは、焼跡の番を充分にするようによつてゐるが、終夜町夫を出して火を消してゐるが中々鎮火しないことからも大火の様子が知れよう。

また新博多町、古博多町、古魚町等の辻水道のふたが焼失し、不用心であるため早々ふたを掩らえるように仰付られているし、十二日には在方より人夫が出勤し火を消してゐる。即ち

今日郷夫入込火ヲ消鎮め罷帰り申候、此儀昨日御奉行御両所へ先格も郷夫出消し申候旨御願申上候故、御詮儀之上郷夫出申候、町夫も今日終日罷出火ヲ消し申候、

とある。郷夫が町方の火事の際出動したことは先例もあり、その先例から奉行が出動を要請したことを知る。

同日奉行から、町場類焼により、胡乱なる者が諸方より入込むと思われるため、夜番人を増すように命ぜられ、同時に火の

用心には念を入れるべしと仰付られている。また今後の出火により難儀に及んでいる者があるならば吟味の上書出すよう仰付けられている。

十三日に、御破損奉行忍田十郎兵衛が年寄与右衛門を呼び申渡している。それによると

：大工共御用有之候ニ付、呼ニ遣し候得共、町棟梁ヲ始不罷出候段不届千万ニ候、棟梁ヲ始町ニ大工不残急度御小屋へ今日可罷出候、被仰渡在之事ニ候、町年寄方らも申付被集儀ニ候ハヽ、早速町奉行所へ可申入旨被仰候、

右之趣、町棟梁米町加兵衛ニ申渡候、其上にて町年寄衆方へも申渡候、
とある。即ち十三日には町中の大工全部に対し、破損奉行より小屋に集まるように命令されている。これは勿論武家屋敷の復旧に使用されるものであることは否めない。一方町方の状況をみると、十四日の条に、

一類焼逢候町ニ右申出候ハ、

一町ニ仮屋立申度候、就夫草葺ニも仕度事、

一今一切小屋掛ケ茂、中ニ成かたく候間、竹木等御公儀名被下置候様ニ可申上事、尤難成儀ニ候ハヽ、御拝借被仰付可被下候、來冬ハ代物御返納可申事

と申出している。それに対し奉行のとつた対策は、

右之旨佐右衛門様へ申上候得ハヽ、仮や之儀当分之事ニ候間、板葺、草葺共ニ勝手次第ニ可仕候、竹木之儀、宮津ニ而もか様之節も不被下候間、成間敷候と被存候、然共先聞通り候旨被仰候、

と、仮屋の間は板葺、草葺は勝手次第に仰付られているが、竹木については宮津藩時代の場合においてもそうゆう例はないと断わられている。

十五日の条に、今度の出火に際し類焼した町々の家軒数、竈付、潰れ家の書付を奉行に出している写しによると、新博多町では焼失本軒数七十四軒、竈百一、新魚町焼失本軒数十五、竈二十、古魚町焼失本軒数六十四、竈九十一、潰し家六、舟町潰

し家一、京町焼失本軒数八、竈十一、諸町焼失本軒数二十八、竈四十二、古博多町焼失本軒数二十四、竈三十二、潰し家三軒（但しかし店）桜町潰し家二とあり、合計本軒数二百拾参軒、竈數式百九拾七、潰し家十二軒となる。また焼失した蔵数は、新博多町二十一、古魚町三、古博多町二と計二十六である。

これらの数によつても、その大火の規模を知り得るし、当時の混乱も推察される。

廿五日に、類焼した町との町年寄連署で奉行に対し次の事を願い出でてゐる。即ち

私共支配町、此度類焼故難儀仕候、就夫郷中へ預ケ米、調米或わ借用米等御座候、則別紙三帳面差上申候通ニ御座候間、以御慈悲ヲ、御口屋御入被下候ハヽ、渡世之便りニ仕度奉存候、願之通被仰付被下置候ハヽ、難有可奉存候、已上、

と、預ケ米、調米、借用米等について願い出でてゐる。その内わけをみると、

一御口屋入米之石高之扣

一四百九拾壹石壹斗 新博多町

一六石六斗六升 新魚町

一百四拾八石五斗 古魚町

一三石五斗 京町

一拾九石四斗 諸町

一百五拾八石式斗 古博多町

合五百式拾七石三斗六升

外ニ一大唐粋八俵 古うを町

右者御公儀へ差上候帳面ニハ銘ミ之石高を書上候得共、爰ニ略ス、

と新博多町、古博多町、京町、古魚町の年寄四名で連署の上願い出でてゐる。

廿六日の条によると、町大工は公儀の普請にとられ、町の仮小屋もできかねている状況が分り、在郷の大工を希望している即ち、

此度類焼ニ逢候もの小屋懸ケ茂仕度候得共、御公儀様之御普請ニ付、大工一円無御座候、就夫御國中之在郷大工町へ出候様ニ御触可被下候、町々相対ニ申遣し候而ハ、中々出不申候間、御詮義奉頼候事、
(マニ)

と町方復旧のため協力を依頼している。

同日、小頭伴右衛門より申し渡されていることは、第一に出火の際町人足は殊外不まじめな態度で、仕事をあまりしなかつた。これは不届な行為であり、以後は随分と働くようとあり、第二は、階子、水籠の不足が目立ち、以後は各家毎に水籠を軒先に掛け置くこと、また階子は一町に二、三丁、長い町は四丁程備えておくこと、第三は、奉行より借し出した鳶口の不足により吟味すること、とあり、町年寄仲間に申達している。

廿八日の条には、廿六日の条に出て来た大工について更に、

大工之儀、今日より老人茂町大工之分ハ町場へ出候事難成候、昨日御木や中間大工之名ヲ書留メ、明日も老人茂町へ出候事難成旨被申候、依之今日も老人も大工町へ出不申候、弥難儀仕候間、此間申上候通り郷中大工町へ出候様ニ宜御相談奉頼候町大工も少々ハ町ニ御出し被成可被下候と十郎左衛門様へ申上候、尤町々も申出候ニ付如此御座候、

と郷大工、町大工の手配を要請している。

廿九日に申渡されていることは、廿五日に願い出た御口屋入米の件について、願の通りに許可されている。それについては就夫大分之儀ニ候間、米高ヲ三ツニ割帳三冊ニ作り出し可申候、勿論一冊分之米高ヲ入仕廻候而又跡ヲ入可申様ニ可仕事と規定されている。廿八日を要請した郷大工町大工については、
・郷中大工之儀、御木屋より被仰付候ニ付、町へ出可申候間、雇ひ可申候、町大工わ御詮儀之上にて可被仰付候、
と、郷中大工の件は、奉行の協力によつて実現しているが、町大工の件は詮儀の上で返答があると示されている。また、井戸

のある家は門の柱に「井」の字を書いたものを張つておくこと。出火の時井戸の中に金銀はじめ物品を入れて安全をはかつてはならない。町筋水道の樋を扱つ時は奉行に断つて普請すること。町々消防道具は改めて揃置くこと、また日田藏については日田御藏へ北御門通りより北ニ出火候時ハ、受取町ら人夫相詰候ニ由候、向後ハ何方ニ出火在之候とも、町夫出候事ニハ日田御藏受取之町ら組頭人夫引連れ一番橋之北之勢溜りニ人夫揃置、組頭わ早速日田御藏番之所ニ参勢留リニ揃置來候由可申入事

と、天領代官所の藏については万全の策を取るように改めている。また出火の際の町夫については、

此間之出火ニ町夫出不申、不届ニ被思召候、兼而御条目ニ而被仰付候通、身構仕間敷ニ事候、此以後も出火之節ハ町場挑灯之下ニ其町之人夫集り居可申候、御下知次第火ヲ防き可申候、若此以後も此間同前ニ消防道具人足出不申候ハト、年寄組頭ヲ始急度可被仰付候、其時御断申出候而も其分立不申事、

と町人足に対する規定がみられる。これらが申渡された内容である。

火消道具不足について苦い経験があり、それについては、武間半の竹階子を一町に三挺宛そろえることが決められているが町間数の長短により四挺ないし二挺の割合をもつて揃えるようになつていて。次に水籠は前述したように各軒一個宛軒下に釣り、それには何町何や誰と書付けるようにしてること、また一町に大団式本宛そなへ、組頭は、

陣笠之ことく拵火事場へ罷出候組頭之者共目印ニ着可仕事

と、服装上の規定があり、これらの品はできるだけ早く作り申出ることなどを決められている。これらの品は、今迄あつた諸道具よりほかに作り、新規の道具は火事場に持参してはならず、銘々軒下に釣さげておくことなどを但書の中に規定されている。

同年十二月朔日の条によると、先月廿八日の条に出た大工については、廿九日に郷中大工の協力を得ているが、こゝでは、
：就夫郷中大工之指図仕候ニ付、町大工之内より京町大工忠次郎、ふんこ町大工助之丞右両人ニ被仰付候間、其段相心得候

様御奉行奥山十郎左衛門様被仰付候、……

右之町より雇申者共の大工之人數書付受取則兩人の大工ニ相渡し申候、と、町大工を町方のために二人を与えていたことを知る。同五日の条に、郷中大工について、

此度類火ニ遭申候者共の郷中の大工被召出被下候様ニ願出申候ニ付、御小や御役人ニ御町奉行所より被仰達候得ハ、一軒ニハ四五人程も相対にて雇ひ、其内之大工此間より吟味申付候得共、支配承不申候、此以後右兩人之指図ヲ受不申候而普請仕候者ハ、大工遣ひ急度止させ可申由被仰付候、

と、郷中大工は町大工忠次郎、助之丞の指図に従うべきことを厳命されている。

六日小松伴右衛門を通じて

：此間之出火之節町中行燈出し不申、此儀者古来より出し候処ニ、此度相改急度申渡候様ニ被仰付候、其上前策も被仰付候ハ風立候節水桶家より前ニ出し申候様ニ被仰付候処ニ、是又不埒成事ニ罷成、是又稠敷向後出し候様ニ被仰付候、……と今後の防火対策を強化せよと命じている。十四日の条にある、新博多町支配出小屋甚兵衛が願い出していることは、

：日用之儀ニ付御武家様方へ直ニ御やとい被成、夫ニ付向後町方共ニ甚兵衛方へ此以後被仰付被下候様ニと願出候由……と、出小屋の性格、権限を主張している。これは奉行吟味の上返答があるとのことである。

十二月十五日の条には、今後出火に際して、組頭が出動する場合は陣笠をかぶるよう仰付けられている。

二月五日の条には、出火の注進は両奉行に同時に致すように仰付けられている。

以上が大火後にあらわれた政策や町方の態度等であるが、防火対策についてみると、まず享保二年七月十五日の条に、
出火之時注意之義、若二三里之間たりとも御両所様へ御注進可申候、町之義(アマ)ハ番人より早ク家ミを起し可申候、勿論近所出火ハ不及申事候、仰付候事

と、出火の際の注進について、またその際にるべき行動も規定されている。

同八月一日の条には、

(マ)
火事之節火本之儀相改聞合候ニ不及、早く御奉行江様御注進可仕候、若注進仕^{ギヨセツ}にても少茂以後御奉行様御しかり無之近在にても随分急御注進可申候、御門之儀無遠慮きひしくたゞき候而もくるしからずと被仰出候、と、出火の際は何はさておいても奉行に注進すべしと、また多少の間違は差しつかえないと通達されており、また奉行に注進すると同時に組衆にも知らせるよう組衆よりも通達されている。

このように出火注進については規定されているが、消火道具についてみると、享保二年六月十一の条に、惣町より出される火消道具づけによると、水の手と消口に大別されていることが分る。まず水の手についてみると、それに属する本町は、古博多町、姫路町、米町、古魚町、豊後町、の五町があり、消口は新博多町、京町、舟町、さくら町の四町が当つている。

堀川町についてみると、

堀河町ハ西ノ年中ハ古八百や通り名南ニ出火之時ハ、御客屋へ相詰申候、西ノ年中ハ惣町ニ加勢仕ル筈ニ御座候、

とあり、塩町は

しほ町申ノ年ハ古八百屋通り名南ニ出火之時ハ御客屋へ相詰申候、西ノ年中ハ惣町ニ加勢仕ル筈ニ御座候、

とあり、諸町は

諸町西ノ年中ハ北御門通り名北ニ出火之時ハ、御船宮相詰申候筈ニ御座候、若南ニ出火之時者、惣町へ加勢仕筈御座候、とあり、新魚町の場合は、

新魚町西ノ年中ハ北御門通り名北ニ出火之時者日田御藏へ相詰候筈ニ御座候、若南ニ出火之時ハ惣町へ加勢仕筈ニ御座候、とある。これらの町は、惣町の水の手、消口に属せず、出火の位置によつて、特定の屋敷、藏を守る義務を付せられており、同時に惣町への出動の場合をも規定せられている。

角木町の場合は、惣町の中心部より離れているためか、そのいずれへもこうそくされていない。

水の手に属する火消道具は、昇提灯、釣瓶大水籠、小水籠、手拭役の四種と一つの役である。古博多町、米町、古魚町、姫路町の四町の道具や手拭役は、数の多少はあるが、同様の種類であるが、豊後町の場合は、幟提灯、手桶、大水籠、つるべ、手拭役となつてゐる。

消口に属する町の火消道具は、階子、鎌、薦口、熊手、円座、わらぼて、大団扇、幟提灯の八種と手拭役がみられるが、町によつてはない道具もみられる。

塩町、堀川町、諸町、新魚町の場合は、水の手と消口の道具を混合した構成になつてゐる。
享保三年八月十日の条によると、町々火消道具の割付がみえる。新博多町の例をみると、

一ちやうちん 壱人

一水ほうき 壱人

一はしこ 弐人

一水かこ 三人

一御奉行様詰夫壱人

〆八人

とあるように、内容にはつるべ、かま等のごとく差はみられるが、惣町各町の人数をみると、京町八人、新魚町八人、諸町八人、新博多町八人、古博多町八人、古魚町八人、舟町八人、堀川町八人、豊後町八人、塩町七人、米町七人、角木町四人、姫路町六人、桜町八人と計百四人であり、これら階子等に関係する以外の人数は火消道具持参するよう仰付られてゐる。

以上のように割付たのは、

：大貞神事間、町々者大かた市場江罷越可申間、兼而申付置候火消人足も不足可致候、依之右百人之町役被仰付候、尤宿ニ

居申候者之儀、出火之節百人之外たりといふ共、兼而請取之道具持參可申候、
とあることから、大貞祭礼の際の常備火消対策であることを知り得る。

このように出火に対しては多くの手段を用いているが、前述したように十一月に大火を起している。

大火後の享保四年三月十九日の条に、奉行奥山十郎左衛門・同山本佐右衛門より火印札が渡されているのを見る。奥山十郎左衛門の場合、新博多町組の例をみると、

新博多町高拾人

大団式人 火印札式枚

大薦口式人 同 式枚

小薦口壹人 同 壱枚

水之手四人 同 四枚

メ九人 火印札九枚

外ニ詰夫壹人

新魚町高四人

水ほうき式人 火印札式枚

大かま式人 同 式枚

メ四人 火印札四枚

火印札合テ拾三枚

とあり、以下古博多町十人、米町六人、姫路町四人、京町十人、諸町六人計五拾人であり、受された火印札は、詰夫五名分を除いた四十五枚となつてゐる。

山本佐右衛門付の町々人數は、古魚町七人、舟町十人、塙町六人、桜町八人、豊後町九人、堀川町七人、角木町三人計五十名で、その火印札は前者の場合と同様四十五枚である。

この百人夫は、前述した大貞祭礼の際の百四人の場合とは、本質的に性格が異つて来たものではなかろうか。前者の場合は町中の人々が大貞祭礼に出かけた後の町の防火対策として残されたものであるが、ここ百名の内九十名は、常に出動体制をもつてゐる職業としての定火消ではないか。即ち火印札を与えられることによつても裏付けされるのではなかろうか。

以上享保三年十一月の大火を中心に火消制度、対策についてみて來たが、充分な対策が構ぜられたのは大火後とみてもよからう。

七 龍 王 祇 蘭 会

龍王祇蘭の祭礼についてみると、享保二年七月廿一日の条によると、龍王祇蘭祭礼の時の道筋が年々に替るようになつてゐるそうであるが、どのような理由によるものかを月行司詮儀の上書付を指出するように仰付けられている。その七月廿二日の書付によると、祇蘭祭礼神幸の道筋は、享保元年より、龍王浜を出達してまず下小路出町を通り角木町、船手新町より北堀川町へ出て大橋本の御旅所へ入るようになつてゐる。しかし正徳三年に仰付けられたのは、城内、町内の祈禱のため城内より町内へ神幸するように仰付けられたので、北御門より入り、黒御門を通り西御門より出て八幡義氏宮の前を通り、中ノ町へ入り、新博多町、古博多町、米町を通り堀川の舟場へ出て御旅所に入るようになつてゐる。還御（十五日）の時は旅所より直に龍王に帰る道筋をとつてゐる。

また車で芸をしてみせ、その車は城内を始め中ノ町、その外御通り筋に居り、また藩主、家老、役人等の屋敷の前に車を留め車上で芸を催している。

正徳四年も今迄の通りに城内を通り町内は中町より京町・姫路町を通つて堀川の舟場より橋本の御旅所に入つてゐる。

このように神幸の道筋がかわっているが、これは、

右之通町内御通り筋年毎ニ相決候由、町中為御祈禱、正徳三年已年被仰付候ニ付、新はかた町通り、古うお町通、京町通り三通りヲ三年ニ壹度宛御通り被成候義御座候、

とあることにより、道筋に変化をもたらされている理由を知り得る。

正徳五年に決められたのは、今年の祇園祭りの際、その神幸は城内より町内に入るに及ばず、先年の通りにせよと仰付られて いる。この決定により、下小路より出町、角木町を通り舟手新町より北堀川通りの御旅所までの道筋となつて いる。

以上を重松源内との伴富之進の二名連署の上山本佐右衛門に差出している。

同年八月十六日の条によると、龍王祇園祭りには、惣町中より山車を出して いたのであるが、上六町は五三年前より一向に出さないようになつており、下八町は五三年の順番で壹年に山車三四廷程宛出している。

このようなことは、宮津では法度であつたが、当地は古来よりそうであつた故、神事の義は賑かに行つてもよいと許可され同時に上六町も前々通りに車を出すよう命ぜられているが、永年車を出していなかつたために今年は間に合はず、明年より出すように命ぜられており、当年車を出さない町々は、ほこを出すよう命ぜられている。

十七日の条には、祇園車について、下八町は今迄通りに出すよう仰付られているが、その内の角木町は、昔より下八町の内にあつたわけでなく、新加入の町であるため車は出さず、子供を出している。車は角木町を除く残七町より出すようになつてお り、当年は、姫路町、桜町、豊後町、塩町が当り番であり、あと三町即ち船町、堀川町、米町は来年出すようになつて いる
しかし前述したように下八町全部車を出すように奉行より命ぜられているが、下八町の内残三町は、

：残三町ハ來年出し前故、当年ハ出不申、兼而かかわり不仕故、諸道具調不申、此三町ハ古々右十四町方ニ車出不申内ハ、

出しヲ出し申候間、此段右三町願上候へハ成程当年ハ当り前車四丁出し、残三町ハ上六町並ニたしを出し、來年右六町与一
同ニ車出し可申由被仰付候

と、その態度を決定されている。十八日の条によると、堀川町の車も損耗がないので出したいと願い出で勝手次第に仰付けられている。

十七日の条に当年祇園月行司は古博多町の番に決まつてゐる。

十八日の条には、車の上で、小歌、三味線、踊などするのは勝手次第に仰付けられている。十九日に、龍王芝居については重松富之進を雇い、堀川町藤之丞、桜町多衛門、古魚町七衛門の三名がそれに当つてゐる。

廿一日になると、色々のことが決められている。即ち第一に、車を出した町年寄は、神輿が城内に入ったならば、車に相添つておるように仰付けられており、第二に、祭礼廿四日には奉行棧敷に惣町年寄残らず麻上下着用の上御目にかかるべしと、第三に、車につきそつている者は、役入中などを通る時は笠をぬぐことと、また城内では勿論であるが、子供は勝手次第と、第四に、祇園前に車が揃う時、また帰る時に、その町では踊ることは勝手次第、等々などが決められており、祭に出る車の構成をみると、御神車は豊後町であり、桜町は作物小歌車、堀川町、姫路町、塩町は踊車であり、角木町は幸入とある。車を出さない町はほこを出すようになつてゐるが、それによると、

一大福帳船町、一笠さき米町、一かさり笠新博多町、一大笠新魚町、一たて笠諸町、一歌かるた京町、一三笠山古魚町、一生木二月古博多町

右之鉢御旅所へ立置

と、鉢について記されている。廿二日には、車は殿町を出て踊場所にてか、また町内では、京町、塩町、古魚町、古博多町、船町、堀川町の辻、または年寄前かにて、堺町につき一踊りづつと規定されていることが分る。

享保三年には祇園祭礼に関するものは全くなく、大貞八幡祭礼に関するものだけが記されている。

享保四年五月十日に祇園車について、例年の通りに出すべきやと伺つており、それについての返答は、例年の通りにするようである。

六月二日に奉行より仰付けられていることは、

：龍王芝居ニ入申候節、男女ニよらす芝居木戸口にてかぶり物無用ニ仕、其上駕籠乗物しばいの内ニかき込候事無用ニ仕候様ニ被仰付候間、町中ハ不及申寺社中迄以触状申渡候、尤見物の場所へ簾などかけ候儀、是又無用ニ被仰付候、此儀も触状にて申渡候

と芝居見物における服装、態度等を規定されている。十日の条には、龍王にある日田蔵の近辺で火など粗末にあつかつてはならない。また同所市場において喧嘩口論をしてはならない。また、十三日の夕飯後より町々の車を龍王に引出すように仰付けられており、十四日に車が町内に入り辻々で踊りをするが、万松寺様松岩寺様や、武家方が町内に出て来て踊りを希望しても踊つてはならないと仰付けられている。中食については、義氏宮するように例年なつているが、今年は如何すべきやと伺つてているが勝手次第に申付けられている。

また同日の条に、十五日に車引帰る時順々に帰るように申付けられている。以上七ヶ条が十日に町々に触状をもつて申渡されている。

享保五年五月六日の条に車について、

龍王祇園会山車之儀上六町名車二輛つゝ出来候得共、去年車一輛焼失仕候ニ付、去年も車一輛出申候、今年名ハ二輛つゝ出可申旨被仰付候得共、上六町類焼以後未居宅之普請さへ成就不仕仕合ニ御座候ニ付、今年も去年之通車一輛指出申度候、尤明年名ハ前々之通式輪つゝ出可申候由、多仲様へ御願申上候得共……と願い出でいる。八日にその返答があり、それによると、

：上六町山車之儀、今年ハ願之通車一輛ニ被仰付候、明年名ハ弥先格之通……
と了承の旨申付けられている。これは三年に起つた大火に原因していることは推測できよう。

以下祇園に関するものが出てくるが、これらは享保四年六月十日に出た七ヶ条の触状と同様であるので省略する。

以上祇園会についてみてきたが、奥平氏入部当時のものが面白く、以後は目あたらしい規定も、対策もみられない。

八 盆 行 事 の 規 定

盆行事についてみると、正月と共に楽しかるべき盆についても色々の規定がなされていることは見のがせない。

享保二年七月十三日の条に、盆踊りについて、十五才以下の男女十名ぐらいの団体で踊ることはよいが、大勢集つて踊ることは禁止されている。また笠やかぶりものは今年は今迄通りに許可され、四ツ時を限つて踊るようとされており、大人は踊ることは堅く禁止されている。子供の踊る場所については、町内でもよく、また町内で二所・三所でよいと許可されている。燈籠等についての規定は、

町々燈籠家々戸にともし申儀ハ四ツ時を限可仕候事

町方にて迎火又送り火堅停止可仕事

と時刻や行為について規定されているが、これは、火の用心即ち出火防止のためにとられた規定であろう。

享保三年七月十一日、奉行山本佐右衛門より仰付けられていることは、

(マ) 盆中踊之儀、十三日之夜迄十六日之夜迄四つ時を限り、十五才以下ノ男女之子共斗踊可申候、但し何ニよらずかしらに少し

之かぶり物ハ堅く御停止ニテ、万一一何ニてもかぶり踊候者有之候ヘハ、町同心衆其者をとらへ急度御せんき被成、直ニ御奉行様へ申上候との事ニ候事

とある。即ち昨年と異つていることは、頭にかぶる一切のものが禁止されている。次に踊りを見物する者に対しても、踊子同様にかぶり物は禁止され、もし違背しかぶり物をつけている場合は、前述した踊子の場合と同様、町同心衆より捕えられるようになつてゐる。また家中奉公人等が踊りを見物している場合は、六人目付、七人目付衆に捕えられ詮儀されるようになつてゐる。牢人についてみると、牢人がかぶり物をして踊見物をしている場合は、前述の目付衆よりかぶり物禁止について知ら

せ、かぶりものをとらせるようにしている。寺参り等の女衆については、

…寺参り、聖靈棚参り之女衆、ほうし等をかぶり町内ヲ歩行仕候ハ、踊ノ中ヲ分通り候而もかぶり物不苦候、夫も立とまり踊見物仕候ヘハ、かぶり物ながらハ難成候事、

と、かぶり物の是否の場合を示されている。

このかぶり物禁止は、風紀上の問題や、胡乱なものに対する処置とみられるよう。

以上が奉行よりの通達であるが、その使者である八左衛門自身の了簡によつて申しつけられていることは、盆前に踊りの稽古のため町々に子供が集まり踊ることは、盆中の踊りについても奉行よりきびしく通達されている上は、盆前、盆後の踊りは堅く禁止するよう申付けられている。

七月十二日の町々への触れについては、第一に、門の燈籠は昨年通りに四つ時を限り、第二に、門火は前々の通りに燈してはならず、第三に、聖靈棚の火をそまつにしてはならぬ、第四に辻に入々を集め相撲等をとつてはならない。と四ヶ条を触れている。

享保四年七月十日に、奉行奥山十郎左衛門に窺つてゐることは、盆中踊りについて、その年令制限、かぶり物等について昨年通りにするべきか否か、第二に門燈籠の時間、第三に、門火についてである。

これらに對しては昨年通り町々へ申渡すよう指示されている。また盆前後の踊りについては、

盆前後に子共遊びのため五人・七人も打寄踊申候、其通りニ仕置可申かと御尋申上候ヘハ、御返答子共遊び之儀候得ハ不苦候旨被仰付候、

とあり、昨年使者八左衛門自身の了簡で申しつけられたことと異つてゐることを知る。

七月十日町々へ申渡した内容は、第一に、聖靈棚の火をそまつにしてはならない、第二には、辻々に人を集め相撲等をとつてはならないとある。

以下享保五年より八年までの資料を得ないが、同九年七月十二日の条によると、

一例年之通益中門火無用

一辻ニ二集リ相撲取無用

一ちやうちん早晚之通り四つ切

一踊之儀、是又早晚之通十五以下、かぶりもの無用、四つ時切

一第一火之用心隨分念入候様ニ御支配町内急度可被仰付候

一組頭廻之儀例年之通可被仰渡候

一踊見物仕候もの、かぶりもの不仕見物可仕候、尤通り懸り之者ハ格別済立留候踊見物仕候て、かぶりもの取可申候

一生靈棚之火廉相ニ仕間敷候

一御雇役目舟宮へ出申候、夫高仕十五日ニ差出候様ニ被仰付候

右九条以触状申渡

とある。これによつてみても、例年と変化はないことに気づく。

以上益行事について來たが、これらの規定は、風紀上、防火上、の問題から起つているとみても差つかえないだろう。

九 藩 外 就 職

藩外就職の例を大阪のおこし奉公人にとってその状況をみると、享保四年九月に大阪より奉公人募集の書付が来ている。即ち、「おこし奉公人入口之者江申付候証文之写」によると、

一此度私共江おこし奉公人入口被仰付候間、順礼伊勢參之類、其外宿無之類者行詰り、非人ニ茂可成跡之者、又ハ非人など飼ニ茂及へき者在所ヘ茂帰かたき奉公仕度由申者有之候ハゝ入口可仕旨被仰付候、然ル上ハ右之類おこし奉公人ニ出可申

候、奉公人望にも無之者を無躰ニたまし候て遣し候様成儀、堅仕間敷事

と、募集対象を決めてい。これによると、特定な職業を持たない者、無宿人、生活貧困な人などがその対象となつてゐる。しかし奉公を希望してい。ない者をだまして奉公に出すようなことはあつてはならないと堅く禁止されてい。

次に、

一おこし奉公人他國へ遣候時者、私共奉公人を召連、御役所江罷出御吟味ヲ受可申候、尤召抱候國之藏屋敷留守居訃文持參之上ニ而御聞届可被成由之事

と、移転を望む奉公人は、雇庸主が大阪奉行所に同道吟味を受けるようになつており、その時は必ず、その奉公人の出身地の藏屋敷留守居役の訃文を持参しなければ、手づきはできないようになつてゐる。

奉公人の奉公先については、

一おこし奉公人大坂御城内、並地御役人衆御組付之衆中迄も、御城江出入候方へハ一切差出申間敷事と、公儀に関係してい。るものは一切その対象としてはならないとされてい。る。奉公人の前歴については、

一追放者又ハ欠落者ニ無之哉、奉公人へ相尋別條無之段承届奉公ニ可指出候、若奉公ニ出候跡ニ而相知候ハム奉公ニ出候主人の方へ断ヲ申召戻シ可申候事

と、前歴については厳密な態度がうかがわれる。

次に大阪三郷への触書によると、常盤町壹丁目、高田屋左平次、玉や町玉や妙法家寺竹屋清兵衛、南瓦や町舛や長右衛門借や堺や十右衛門三名連署の覚がある。即ち前述した順礼以下非人に至るまでの対象について、

：おこし奉公人入口之者相究紛敷儀無之様ニ申渡候間、此趣堅可相心得候、
とある。また奥書に

右之者共相究候間、此者共之外ニおこし奉公人仕もの於有之ハ、急度人売之科にも可申付候者也

と、奉公を希望しない者を、だまして大阪につれてくることを厳禁している。次に

おこし奉公人入口之者、向後人数左之通相極、紛敷仕形無之様ニ申付候、右奉公人他国江遣候時者、右入口之者奉公人ヲ召連、役所へ出吟味を請、尤召抱候藏屋敷留守証文持參之上ニ而相究候筈申渡候

と、前記三名の連署による覚がみられ、奥書には、

右之者共相究候間、年季普代等之儀、入口並奉公人致相對極候上ニて証文役所江持參可相断候、已上
と、奉公人移転に關するものがある。

これらは、前述した中津惣町における奉公希望者に対し申付けた証文と同内容のものを、大阪の雇庸者側に対して出された覚であることが分る。

これら奉公を希望する者の書類は、

奉公人

当亥何才

右奉公人何町何屋誰に入、何屋誰請人にて証文取之、誰家來誰方へ當亥之何月吉何ヶ年切召抱指下し申候、已上

年号月日
誰家來大坂留守居誰印

御奉行所

と、大阪町奉行より通達され、十月七日に中津町奉行二名連署の上中津町年寄に触れるよう命じている。別紙によると、別紙御書付之趣、おこし奉公人被相抱度候共、新規之被仰出ニ而様子不案内之事候間、卒忽ニ抱不申、於大坂口入之者方ニ而年季普代等之証諸事御定之子細承届之罷帰、其趣申出得指図、其已後可召抱候、此旨急度可為触知者也

亥十月七日

奥山十郎左衛門判

山本 佐右衛門判

中津町々

年 寄

とある。これによつて、菓子のおこしを製造するためのおこし奉公人の募集は新しい試みとしてなされたものであることを知る。

むすびにかえて

以上中津奥平氏の城下町惣町における庶民の諸生活について考察して來たが、小笠原時代の諸制度と、奥平時代のそれと比較してみると、かなり大きな変化を認めざるを得ない。奥平氏の政治形態は、小笠原氏のそれより簡素化されていることは否めないが、宮津時代の奥平氏の政策が、そのまま踏襲されて中津に持ち込まれた感が強い。しかし中には、中津に古来より伝わるもの尊重し、そのまま継いでいるものもあることは見のがせないところである。

政治的變化即ち町への支配体制は大きく変化しており、経済的には、正徳銀出現による変動、動搖がみられる。その他消防対策、益行事の規定、祇園祭等について、それぞれ大なり小なりの変化がみられる。

このような変化は、多少なりとも宮津時代諸政策の影響があり、例えば、豆腐のようなものでさえ、その大きさ、質、値段が、宮津のそれと比較され、変化を余儀なくされている事実をみると、他の事への影響の多少もおのずから伺えるのではないかろうか。

以下洪水対策、運上、酒、大豆、豆腐、こんにゃく、油、胡麻、井手、水道、旅行等々の変化、実態をみると、後日を期したい。